

受付印

令和 年 月 日 法人番号 法人税の申告の基礎となる修正・更正・決定・再更正による申告年月日

所在地 (本府が支店等の場合は本店所在地と併記) (電話) 事業種目 期末現在の資本金の額又は出資金の額又は解散日現在の資本金の額又は出資金の額 () 同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 () 期末現在の資本等の額 ()

平成 令和 年 月 日 から 平成 令和 年 月 日 までの 事業年度分又は連結事業年度分の 道府県民税の事業税の 地方法人特別税の 申告書

事業税

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include: 所得金額総額, 年400万円以下の金額, 年400万円を超え年800万円以下の金額, 年800万円を超える金額, 計, 軽減税率不適用法人の金額, 付加価値額総額, 付加価値額, 資本金等の額総額, 資本金等の額, 収入金額総額, 収入金額.

Table with columns: (使途秘匿金額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額, 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額, 還付法人税額等の控除額, 退職年金等積立金に係る法人税額, 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額, 道府県民税の特定寄附金税額控除額, 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別帰属法人税額等相当額の控除額, 外国の法人税等の額の控除額, 仮装経理に基づく法人税割額の控除額, 差引法人税割額, 既に納付の確定した当期分の法人税割額, 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額, この申告により納付すべき法人税割額, 算定期間において事務所等を持っていた月数, 既に納付の確定した当期分の均等割額, この申告により納付すべき均等割額, この申告により納付すべき道府県民税額, 20のうち見込納付額.

地方法人特別税

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include: 事業税の特定寄附金控除額, 差引事業税額, 租税条約の実施に係る事業税額の控除額, 所得割, 資本割, 46のうち見込納付額.

Table with columns: 特別区分の課税標準額, 同上に対する税額, 市町村分の課税標準額, 同上に対する税額, 中間納付額, 還付請求 (銀行 支店), 決算確定の日, 解散の日, 残余財産の最後の分配又は引渡しの日, 申告期限の延長の有無, 法人税の申告書の種類, この申告が中間申告の場合の計算期間, 翌期の中間申告の要否.

* 処理事項 (記載しないでください) 所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表の(42)) 損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額 損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額 益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額 仮計 繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額 法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(49))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(56)) 法第15条の4の徴取猶予を受けようとする税額

関与税理士 署名押印 (電話)

第六号様式 (提出用)

道府県民税

受付印

令和 年 月 日 法人番号 此の申告の基礎となる申告年月日 平成 年 月 日

所在地 (本府が支店等の場合は本店所在地と併記) (電話) 事業種目 期末現在の資本金の額又は出資金の額又は解散日現在の資本金の額又は出資金の額 () 同様が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 () 期末現在の資本等の額 ()

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 までの 事業年度又は 連結事業年度分 の 道府県民税 の 申告書 ※

事業税

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include 所得金額総額, 付加価値額, 収入金額, 合計事業税額.

Table with columns: (使途秘匿金額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額, 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額, 還付法人税額等の控除額, 退職年金等積立金に係る法人税額, 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額, 法人税額, 道府県民税の特定寄附金税額控除額, 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額, 外国の法人税等の額の控除額, 仮装経理に基づく法人税額控除額, 差引法人税額, 既に納付の確定した当期分の法人税額, 租税条約の実施に係る法人税額控除額, この申告により納付すべき法人税額, 均等割, 既に納付の確定した当期分の均等割額, この申告により納付すべき均等割額, この申告により納付すべき道府県民税額, 20のうち見込納付額, 差引

道府県民税

地方法人特別税

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include 事業税の特定寄附金控除額, 差引事業税額, 租税条約の実施に係る事業税額の控除額, 所得割, 資本割, 46のうち見込納付額, 合計地方法人特別税額, 仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額, 既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額, この申告により納付すべき地方法人特別税額, 差引

Table with columns: 東京都区に申告する算, 特別区分の課税標準額, 同上に対する税額, 市町村分の課税標準額, 同上に対する税額, 中間納付額, 還付請求

Table with columns: 事業税, 道府県民税, 法人税の所得金額, 損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額, 損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額, 益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額, 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額, 仮計, 繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額, 法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(49)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(56)), 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額

関与税理士 署名押印 (電話) (印)

税率一覧

※令和元年10月1日以後に開始する事業年度分の申告に使用する場合は、申告書表中「地方法人特別税」と記載している部分を「特別法人事業税」に読み替えてご使用ください。

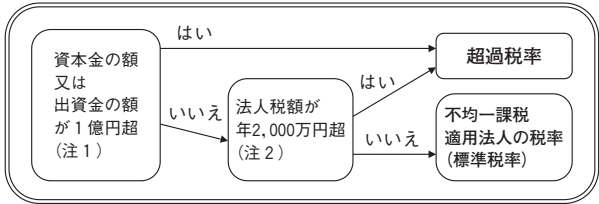
■法人府民税（均等割）

法人等の区分	均等割（年額）	
	平成13年4月1日以後に開始する事業年度	
資本金等の額が1千万円以下である法人など（注）	20,000円	
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	75,000円	
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	260,000円	
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	1,080,000円	
資本金等の額が50億円を超える法人	1,600,000円	

(注) ①公共法人・公益法人等（地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができない法人を除きます。）②人格のない社団等（地方税法第24条第6項の規定の適用がある場合に限りません。）③一般社団法人・一般財団法人④資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除きます。）を含みます。
 ※1「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する額をいいます。なお、連結法人については、同条第17号の2に規定する額をいいます。（平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあっては、「資本金等の額（前述の金額から無償増減資等の額を加減した額）」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。）
 なお、保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額として地方税法施行令第6条の25の規定により算定した金額をいいます。
 ※2「資本金等の額」は、事業年度終了の日（ただし、中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。

■法人府民税（法人税割）

超過税率・不均一課税適用法人の税率（標準税率）の適用判定



超過税率		税率（％）	
		令和元年10月1日以後に開始する事業年度	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度
不均一課税適用法人の税率（標準税率）		2	3.2
超過税率		1	4.2

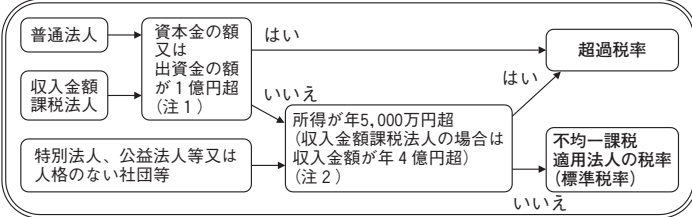
(注1) 資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。なお、保険業法に規定する相互会社は、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人として判定します。
 (注2) 法人税額が年2,000万円超であるかどうかは、課税標準となる法人税額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人については分割前の法人税額）（申告書第6号様式の「⑤欄」に記載すべき額）によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる法人税額が算式（2,000万円×事業年度の月数÷12月）により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

■法人事業税

区分	法人の種類	所得等の区分	税率（％）				
			令和元年10月1日以後に開始する事業年度		平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度		
			超過税率	不均一課税適用法人の税率（標準税率）	超過税率	不均一課税適用法人の税率（標準税率）	
所得金額課税法人	普通法人（注1） 公益法人等 人格のない社団等	所得割	軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	3.75	3.5	3.65	3.4
			軽減税率適用法人 年400万円を超え 年800万円以下の所得	5.665	5.3	5.465	5.1
		軽減税率不適用法人 年800万円を超える所得	7.48	7	7.18	6.7	
		軽減税率不適用法人 年400万円以下の所得	3.75	3.5	3.65	3.4	
特別法人（注1・2）	所得割	軽減税率適用法人 年400万円を超える所得	5.23	4.9	4.93	4.6	
		軽減税率不適用法人					
収入金額課税法人	電気・ガス供給業、 保険業又は貿易保険業を行う法人	収入割	収入金額	1.065	1	0.965	0.9
外形標準課税適用法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人（みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人を除きます。）	所得割	軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	0.495	0.4（注3）	0.395	0.3（注3）
			軽減税率適用法人 年400万円を超え 年800万円以下の所得	0.835	0.7（注3）	0.635	0.5（注3）
			軽減税率適用法人 年800万円を超える所得	1.18	1（注3）	0.88	0.7（注3）
		付加価値割	1.26		1.26		
資本割	0.525		0.525				

(注1) 特別法人とは、協同組合、信用金庫、医療法人など地方税法第72条の24の7第5項に規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人をいいます。
 (注2) 特別法人のうち租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する協同組合等については、上記の税率区分に加えて、所得のうち年10億円を超える金額に係る法人事業税の税率は次のとおり適用されます。
 令和元年10月1日以後に開始する事業年度分：6.095%（標準税率5.7%）
 平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度分：5.895%（標準税率5.5%）
 (注3) 大阪府では法人事業税への適用はありませんが、地方法人特別税又は特別法人事業税の基準法人所得割額の計算に用います。

1 超過税率・不均一課税適用法人の税率（標準税率）の適用判定



2 軽減税率適用法人・軽減税率不適用法人の該当判定



(注1) 資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。
 (注2) 所得が年5,000万円超又は収入金額が年4億円超であるかどうかは、課税標準となる所得又は収入金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては分割前の所得又は収入金額）（申告書第6号様式の「②欄」に記載すべき額又は「③欄」に記載すべき額（当該金額に1,000円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額））によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる所得又は収入金額が算式（5,000万円（又は4億円）×事業年度の月数÷12月）により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。
 (注3) 軽減税率不適用法人に該当するかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）の現況により判定します。

■地方法人特別税

課税標準	法人の種類	税率（％）
		平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税適用法人	414.2
	外形標準課税適用法人以外の法人	43.2
基準法人収入割額		43.2

税率＝基準法人所得割額又は基準法人収入割額×税率
 ※基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額のことです。

(注) 令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税は廃止されます。

■特別法人事業税

課税標準	法人の種類	税率（％）
		令和元年10月1日以後に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税適用法人	260
	外形標準課税適用法人以外の法人（特別法人を除く）	37
基準法人収入割額	特別法人	34.5
		30

税率＝基準法人所得割額又は基準法人収入割額×税率
 ※基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額のことです。

(注) 令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、特別法人事業税は適用されます。